

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 13 節 軽減税率</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9—2 令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 定率法施行令第 65 条に規定する「<u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）</u>」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第 37 条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第 38 条）、保育所（同法第 39 条）、保育施設を有する児童館（同法第 40 条）、児童養護施設（同法第 41 条）、<u>障害児入所施設（同法第 42 条）、児童発達支援センター（同法第 43 条）、情緒障害児短期治療施設（同法第 43 条の 2）及び児童自立支援施設（同法第 44 条）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の規定により設置された幼保連携型認定こども園（同法第 2 条第 7 項）をいう。</u>この場合において、「保育施設」とは、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条（保育所の設備の基準）</u>に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>(2) 令第 33 条第 2 項第 1 号の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に委任されているので、留意する。</u></p> <p><u>(3) （省略）</u></p> <p>（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9—10 令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 軽減税率</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9—2 令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 定率法施行令第 65 条に規定する「<u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）</u>」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第 37 条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第 38 条）、保育所（同法第 39 条）、保育施設を有する児童館（同法第 40 条）、児童養護施設（同法第 41 条）、<u>知的障害児施設（同法第 42 条）、知的障害児通園施設（同法第 43 条）、盲ろうあ児施設（同法第 43 条の 2）、肢体不自由児施設（同法第 43 条の 3）、重症心身障害児施設（同法第 43 条の 4）、情緒障害児短期治療施設（同法第 43 条の 5）、及び児童自立支援施設（同法第 44 条）をいう。</u>この場合において、「保育施設」とは、<u>児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条（保育所の設備の基準）</u>に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。</p> <p><u>(2) 「へき地保育所」には、季節的に設置するものは含まない。</u></p> <p><u>(3) 令第 33 条第 2 項の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に委任されているので、留意する。</u></p> <p><u>(4) （同左）</u></p> <p>（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9—10 令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者            令第 33 条第 14 項及び第 15 項の規定の意義及び取扱いについては、次による。            イ及びロ (省略)            ハ 同条第 14 項に規定する「帳簿」については、後記 9—11 の<u>(5)</u>に定めるところによる。</p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)            9—11 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第 33 条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第 33 条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)  <u>(削除)</u></p> <p><u>(4)</u> (省略)  <u>(5)</u> (省略)</p>	<p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者            令第 33 条第 14 項及び第 15 項の規定の意義及び取扱いについては、次による。            イ及びロ (同左)            ハ 同条第 14 項に規定する「帳簿」については、後記 9—11 の<u>(6)</u>に定めるところによる。</p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)            9—11 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第 33 条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第 33 条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)  <u>(4) 令第 32 条第 1 項第 10 号に掲げる物品については、「軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿」(P—8020)</u>  <u>(5)</u> (同左)  <u>(6)</u> (同左)</p>